

## 浜松市職員の海外自主研修に伴う服務上の特例措置を定める要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職員の海外自主研修(以下「研修」という。)がその国際的視野を広め、もって職員の職務能力及び資質向上に寄与することから、一定の要件のもとに研修を行う職員の服務上の特例措置について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において職員とは、浜松市職員定数条例(昭和28年浜松市条例第18号)第2条に規定する者をいう。

### (服務上の特例措置の要件)

第3条 研修の内容が次のいずれかに該当し、市長が認めた場合に、服務上の特例措置の対象とする。ただし、研修日程(往復に要する日数を含む。以下同じ。)が当該年度内でないもの及び3週間を超えるものは、原則として対象としない。

- (1)公の機関又はこれに準ずる機関が公募して実施する海外研修旅行に参加する場合
- (2)前号に定めるもののほか、職務に役立つと認められる場合

### (措置の内容)

第4条 研修日程のうち、当該職員の勤務日についてその職務に専念する義務を7日の範囲内で免除するものとする。

### (申請手続き等)

第5条 服務上の特例措置を希望する職員は、当該研修日程の2か月以上前の月の初日に海外自主研修計画書(第1号様式)を所属長に提出するものとする。この場合において、所属長は所管の部長と協議したうえ、速やかに人事課長に提出する。

2 前項の場合において、当該海外自主研修計画書の内容が服務上の特例措置の対象として適当であると認められるときは、人事課長は同計画書にその旨記入し、当該職員に通知する。

3 前項により職員に通知した場合において、業務上特に支障があると認められるときは、人事課長は所属長と協議したうえ、当該通知を取り消すことがある。

### (申請の制限)

第6条 第4条の規定の適用を受けたものは、当該年度に引き続く2か年度は原則として申請できない。

### (措置人数)

第7条 服務上の特例措置を行う人数は、毎年度一部につき4人を限度とする。ただし、市長が特にその職務に役立つと認めるときは、さらに2人について措置することができる。

### (報告)

第8条 研修を終えた職員は、研修日程の末日から1か月以内に海外自主研修報告書(第

2号様式)を人事課長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、当分の間その効力を有する。